

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則を次のとおり改正する。

現行			改正			備考
国立大学法人東京農工大学放射線障害予防細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第16号 第1条～第16条 省略 附 則 省略 別表（第15条関係）			第1条～第16条 省略（現行どおり） 附 則 省略（現行どおり） 別表（第15条関係）			
事務の範囲	所管する部署	備考	事務の範囲	所管する部署	備考	
放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正に関する事務	<u>環境安全・衛生管理チーム</u>		放射性同位元素等及び放射性同位元素装備機器に係るこの細則の改正に関する事務	<u>環境安全管理センター運営規則第13条に規程するチーム等</u>		
所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	<u>環境安全・衛生管理チーム</u>		所轄労働基準監督署長への報告及び届出等に関する事務	<u>環境安全管理センター運営規則第13条に規程するチーム等</u>		
職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	<u>環境安全・衛生管理チーム及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設（東京農工大学組織運営規則第3条に定める組織及び施設をいう。以下同じ。）の事務を担当する部署</u>		職員等の放射線業務に従事する者の健康安全管理に関する事務	<u>環境安全管理センター運営規則第13条に規程するチーム等及び当該事業に従事する者の所属する組織及び施設の事務を担当する部署</u>		
省略	省略		省略（現行どおり）	省略（現行どおり）		
省略		省略（現行どおり）				

附 則（20 細則 第15号）

この細則は、平成20年11月17日から施行し、平成20年11月1日から適用する。